

ロボット介護機器開発・標準化事業
(開発補助事業)

公募説明会

①大阪：平成30年5月11日(金)、②東京：平成30年5月14日(月)

| 項目 | 質問 | 回答 |
|-----------|---|---|
| 応募資格 | 代表機関として企業と記載されているが、社会福祉法人でも応募可能か？ | 介護機器の開発と製品化を行う機能が備わっている場合は応募可能です。その場合は、審査する課題評価委員会が、介護機器のユーザーとしての機能のみの法人であると誤解しないよう、提案書を記載してください。例えば提案書ひな形5ページ目【1. 研究目的(1)背景】や16～19ページの【開発マネジメント】や【法人概要】にわかり易く記載することをお勧めします。 |
| 応募資格 | 応募資格者の条件として、【本事業終了後も引き続き製品化に向けた研究開発を推進すること】と記載があるが、分担機関が研究開発を継続できれば良いか？ | 代表機関が製品化に向けた研究開発を推進することが必須の条件となります。 |
| 重点分野と対象機器 | 本公募の対象となる機器は、「薬機法」上診断機器とならない機器が対象か？ | 今回公募しますのは、重点分野4分野5項目に対応する介護機器を対象としていますので、「薬機法」(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」昭和35年法律第145号。)上の医療機器は基本的に対象としていません。医療機器については、他の事業・プログラムがありますのでそちらにご提案ください。 |
| 重点分野と対象機器 | 今回公募している4分野5項目以外の機器については、開発に係わる公募プログラムがあるか | AMEDでは4分野5項目以外の重点分野の介護機器に関する公募はありません。 |
| 重点分野と対象機器 | 開発期間の途中から重点分野のカテゴリを変更することが可能か？ 例えば、1年目で機器を開発し、2年目で介護業務支援分野でのデータ収集を含む開発を行う場合などへ変更など | 本事業の終了時点(例えば3カ年度末)での最終目標をどの重点分野の機器とするのかを見定めて、重点分野を決めてください。最終目標からバックキャストして、1年目、2年目の年度末の目標として、どういう状態と置き、どういう開発ステップを踏んで最終目標まで進めるのかを開発スケジュール表と合わせて文章で説明をいただくことをお勧めします。 |
| 重点分野と対象機器 | 今回公募対象の機器は、事業者が使用する機器とか在宅で家族が使用する機器などの規定があるか？ | 規定はありません。 重点分野の定義には、介護施設用も在宅用も含まれる記載となっております。 一方、どんな場面・どんな対象者に対しても使用可能な機器は、一般的に、機器仕様が絞られておらずどんな場面でも使えない提案に見えてしまう可能性があります。提案書の中で、どういう場面や対象者に対してまず適用し、どう適用を広げていくのが普及のための出口戦略をわかり易く記載することをお勧めします。 |
| 重点分野と対象機器 | 今回公募対象の機器は、要介護者用限定とか要支援者対象機器限定とか規定があるか | 規定はありません。 対象となる要介護や要支援レベルについても限定していません。 一方、例えば歩行支援などという機能部分を介護・支援する機器なのかの重要性が重要ですので、提案書にわかり易く記載することをお勧めいたします。 |
| 経費・補助率 | 提案書様式1各年度別経費内訳に記載する開発費は補助対象経費(補助率を乗する前の経費)で記載するのにか | その通りです。補助率を乗する前の経費で記載してください。 |
| 経費・補助率 | 代表機関から委託先として【大学等】へ委託するチーム体制とする場合、【大学等】への間接経費はどのように計上したら良いか？ また、分担機関として【企業等】が入る場合も間接経費はなしとしなければならないか？ | <ul style="list-style-type: none"> ■代表機関と分担機関の間は委託契約を締結していただきます。分担機関が【大学等】の場合は、間接経費を含めるか否かの契約条件については、基本的に契約当事者である代表機関と分担機関の両者で合意・決定してください。間接経費を含む委託費として契約する場合は、AMEDの提案書へは間接経費を含む委託費総額として記載してください。 ■分担機関が【企業等】の場合も、代表機関との間で委託契約を締結していただきますが、間接経費は計上不可です。 ■【(1)全体経費表】には、委託費合計を【4. その他・委託費】に記載してください。一方、開発要素がない外注費は【4. その他・その他】へ記入してください。 ■代表機関の補助金額は、【(1)全体経費表】の年度別の合計金額に規定の補助率を乗じた金額とし、AMEDから代表機関に補助いたします。 |
| 経費・補助率 | 分担機関として【企業等】が入る場合、分担機関も補助率に応じた自己負担分を求められるのか？ | <p>代表機関が分担機関へ委託する委託契約の条件は、契約当事者である代表機関と分担機関の両者で合意・決定してください。</p> <p>経理検査においては、代表機関からの委託費部分について確定検査を実施いただき、確定した委託費をAMEDへ報告いただきます。AMEDは代表機関の委託費を含む経費総額の確定検査を行い開発費を確定します。確定した開発費に対して規定の補助率を乗じた補助金額を精算いたします。</p> <p>※代表機関の経費総額の内、分担機関への委託費比率が高い場合、代表機関が使用する委託費以外の費目(物品費や人件費)経費に対する自己負担率が上がることになる場合がありますので、ご注意ください。</p> |
| 経費・補助率 | 分担機関の経費確定検査はだれが行うのか | 分担機関の経費確定検査は、代表機関が実施し委託金額を確定させます。 |

| | | |
|----------|--|---|
| 経費・補助率 | 分担機関である【大学等】への委託費が十分でない場合、【大学等】は例えば科研費などの他の公的資金を使うことが可能か。 | 本課題の代表機関からの委託契約に基づく開発項目・内容と、科研費など他の公的資金に基づく開発項目・内容を明確に分けてください。提案書ひな形9ページに応募中あるいは採択された公的資金を記載する書式があります。本提案に対する開発項目内容を区別して記載してください。 |
| 経費・補助率 | 年度毎の経費に使い残しがでる場合、次年度へ繰り越すことが可能か | AMEDとしては経費の繰り越し制度がありますが、実質的に認められる理由としては、天変地異で執行できなかった場合など、執行機関の緻密な計画立案や進捗管理では不可抗力であった場合に限られています。経費残が出そうな場合は、早めにAMED課題担当に相談いただき進めたいと考えています。 |
| 経費・補助率 | 海外からの輸入物品を購入する場合の輸入関税などはどう計上したら良いか | 輸入関税等も含む形で物品費として計上することができます。但し消費税相当額は除く必要があります。 |
| 採択予定数 | 各重点分野の採択件数は決まっているのか | 今回公募する機器は4分野5項目の分野・項目毎の採択件数は決まっておりません。そのため結果として分野・項目毎の採択課題数に差が出る場合もあります。またAMEDではある一定レベル以上に達している課題でないとは採択しないルールがありますので、採択予定数に満たない場合もあります。 |
| 倫理教育 | 研究倫理教育について、e-ランニングを受講して受講報告書を提出することが義務づけられていますが、e-ランニング受講に係る費用を計上しても良いか？ | e-ランニング受講に係る費用を直接経費として計上することはできません。(本事業は間接経費がありません。) 下記のAMED研究公正URLに、推奨する教育プログラムを記載しておりますのでご活用ください。 【AMED研究公正・研究倫理教育プログラム】 https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html ・APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan) : 有料 ・「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会) : 無料 |
| 利益相反 | 利益相反委員会を他組織に委託する場合の経費を計上することが可能か？ | 利益相反委員会の運営費等の業務委託費は、直接経費として計上することはできません。(本事業は間接経費がありません。) |
| 利益相反 | 企業において、利益相反の管理はどう考えれば良いのか？ | 利益相反の管理は、【経済的な利益関係を有することにより、公的研究である機構事業における研究開発等において必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない外観が生じている状態になっているか否かを把握・管理すること】です。 本事業に採択される企業様としては、所属する研究開発者について兼業の有無や雇用企業様以外からの給与・謝金・交通費など給与・収入の有無の把握が基本になります。採択後にAMED課題担当者へご相談ください。 詳細は下記URLにあります「研究活動における利益相反の管理に関する規則」をご参照ください。 研究開発にあたっての利益相反管理： https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html |
| JRCTへの登録 | 公募要領4ページに記載があるJRCTへの登録は、応募時には登録不要という認識で良いか。 | その通りです。本事業は新しく施行された臨床研究法の対象課題となるか否かも含めて、採択後にご案内申し上げる予定です。 |